

雲仙市がん患者アピアランスケア支援事業 Q&A

令和7年4月作成

制度について		
No.	質問	回答
1	助成を受けることができるかた(助成対象者)の条件は何ですか。	以下の1～3のすべてに当てはまる方です。 1、雲仙市に住民登録がある方 2、がんと診断され、がん治療中の方、又はがんの治療を受けた方 3、過去に雲仙市又は他の地方公共団体から同様の制度による助成を受けていない方
2	助成の金額はいくらですか。	以下の2つの区分に分かれています。 ①ウィッグ等購入費用 ②乳房補整具等購入費用 補助率は、購入金額の合計の1/2(千円未満切り捨て)で、上限2万円です。 ①は1回まで、②は左右の乳房切除ごとに1回までです。 消費税込みの金額です。
3	助成対象となる購入日に制限はありますか。	令和7年4月以降に購入された品物であること、かつ購入日の翌日から起算して1年以内に申請してください。
4	未成年のがん患者が使用するために親が補整具を購入した場合、助成を受けられますか。	対象となるがん患者が未成年(18歳未満)の場合は保護者等が法定代理人となります。そのため、法定代理人が「申請者」となり、お子さんが「助成対象者」となります。助成金の振込先は法定代理人の口座を指定してください。

対象者について		
No.	質問	回答
1	助成対象者は性別の限定や年齢制限はありますか。	性別の限定や年齢制限はありません。 ただし、18歳未満の方については、法定代理人が申請してください。
2	がん治療を受けた日が数年前ですが、対象となりますか。	治療を受けた時期は問いません。治療に伴う外見の変化があり、用品の購入が申請の対象期間内であれば、対象となります。 ただし、がん治療に関する説明書や診断書、治療方針計画書などががん治療を確認できる書類(写し可)が必要で、助成対象は令和7年4月以降に購入した用品に限ります。
3	異なるがんに罹患した場合や再発の場合には、再度申請が可能ですか。	①ウィッグ等の場合 再発・転移など異なるがんに罹患した場合でも、再度の申請はできません。 ②乳房補整具等の場合 左右の乳房切除ごとに1回まで申請可能です。
4	過去にウィッグ等で助成を受けました。乳房補整具等でも助成を受けられますか。	受けられます。
5	現在、雲仙市に住んでいますが、購入した際は別の自治体に住んでいました。助成対象となりますか。	申請日時時点で、雲仙市に住所を有するかたであれば対象となります。ただし、過去に雲仙市又は他の地方公共団体から同様の制度による助成を受けていない場合に限ります。
6	がんの治療をこれから受ける予定ですが、申請できますか。	がんの治療が始まってから申請してください。
7	所得制限はありますか。	所得制限はありません。

対象用品について(ウィッグ等)		
No.	質問	回答
1	ウィッグ等について、助成対象となるものは何ですか。	(全頭用・部分用)ウィッグ・装着用ネット・毛付き帽子が対象となります。
2	対象となるウィッグは医療用に限りですか。	医療用ウィッグでなくても対象です。
3	附属品(クシやクリーナー等)は対象になりますか。	対象となりません。 対象外の例:シャンプー、トリートメント、専用スプレー、専用ピアウォーター、専用消臭ミスト、専用美容液、専用ブラシ、専用スタンド、手入れ用品
4	購入したウィッグのメンテナンス代金は助成対象となりますか。	メンテナンス代金は、対象となりません。
5	ウィッグをレンタルして使用する場合、その費用は対象になりますか。	レンタル料金は対象となりません。
6	がん以外の病気で脱毛した場合も対象になりますか。	がん治療による外見の変化を補う用品の購入費用助成を目的としているため、がんの治療の副作用による脱毛に限りです。

対象用品について(乳房補整具等)		
No.	質問	回答
1	乳房補整具等について、補助対象となるものは何ですか。	手術による乳房の形の変化に対応するための、補整下着、補整パッド、人工乳房・人工乳頭(肌に直接接着させて使うもの、乳房再建術等によって体内に埋め込まれたものを除く。)、専用入浴着(バスタイムカバー)が対象となります。
2	乳房再建術を行った場合、その費用は助成対象となりますか。	乳房再建術の費用は対象となりません。
3	乳房補整具等は、乳癌によるものに限られていますか。	がん種は問いません。

対象用品について(共通)		
No.	質問	回答
1	補助対象となる用品は、1人1つずつですか。	購入される個数は問いません。 (例)ウィッグと装着用ネットを購入 ➡ウィッグ等の区分でまとめて申請 (例)ウィッグ、補整下着、補整パッドをまとめて購入 ➡ウィッグ等、乳房補整具等の区分それぞれで申請書は1枚で構いません。
2	複数の店舗で購入しましたが、まとめて申請できますか。	まとめて申請いただくことが可能です。最初に購入された日の翌日から起算して1年以内に申請してください。 (例)A店舗で令和7年4月にウィッグを購入後、B店舗で令和7年6月に毛付き帽子を購入 ➡まとめて申請可能です。 (例)A店舗で令和7年3月に補整下着と補整パッドを購入 B店舗で令和7年4月に人工乳房を購入、C店舗で令和7年5月に専用入浴着を購入 ➡令和7年4月以降に購入した、人工乳房と専用入浴着が対象となります。
3	販売業者の指定はありますか。	販売業者の指定はありません。
4	レンタルやリースの場合は、対象となりますか。	レンタルやリースは、対象となりません。購入品のみが対象です。
5	ウィッグ等や乳房補整具等を通販で購入した場合、送料や手数料は助成対象となりますか。	送料や手数料は、対象となりません。
6	診断書発行に係る費用は助成対象となりますか。	診断書発行にかかる費用は、対象となりません。 代用として、がん治療に関する説明書や治療方針計画書など、がん治療を確認できる書類をご準備ください。
7	ウィッグ等を自作した材料費は対象となりますか。	自作の材料費は、対象となりません。

申請書類・申請について		
No.	質問	回答
1	申請書類の提出先はどこですか。	「健康づくり課(千々石)」、「総合窓口課(吾妻)または各総合支所」または「郵送」で提出してください。 〒854-0492 雲仙市千々石町戊582番地 健康福祉部 健康づくり課 電話: 0957-47-7876 開庁日時: 月～金曜日(土・日・祝日、年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時15分
2	申請書はどこでもらえますか。	市ホームページでダウンロードしていただくか、健康づくり課または総合窓口課、各総合支所でお受け取りいただけます。
3	申請期限はいつまでですか。	申請期限はアピアランスケア用品を購入した日の翌日から1年以内です。 例) 購入日が令和7年4月20日の場合は令和7年4月21日～令和8年4月20日までに申請してください。
4	領収書の様式は決まっていますか。	様式は決まっていますが、申請者が購入したことが確認できるもので、購入日、購入金額、購入品目、対象用品の購入金額の内訳がわかるものが必要です。写し可。
5	前問の対象用品の購入金額の内訳とは何ですか。	(例) 助成対象A商品のみを購入 → 必要ありません。 (例) 助成対象A商品+助成対象外B商品を併せて購入 → 助成対象A商品の金額がわかるもの。
6	法定代理人の本人確認書類は、どのようなものが必要ですか。	マイナンバーカード、運転免許証等の住所、氏名、生年月日が確認できる書類の写しを提出してください。
7	申請書類等に消えるボールペンを使用してもよいですか。	申請書類等への記載は、ボールペンを使用し、シャープペンシルや消えるボールペンは使用しないでください。
8	申請してから助成金の振り込みまで、どのくらい時間がかかりますか。	交付決定通知書送付後、1か月程度時間を要します。
9	通信販売等(クレジットカード決済)で購入したため、領収書がない場合はどうしたらよいですか。	まずは購入店に領収書の発行をお願いしてください。 領収書の発行が難しい場合は、領収書と同等の内容の記載(申請者が購入したことが確認できるもので、購入日、購入金額、購入品目、対象用品の購入金額の内訳がわかるもの)を提出してください。 (例) クレジットカードの利用明細書+お買い上げ明細書等の写し
10	クーポン券(値引き券)を利用して購入した場合、クーポン利用分の金額は助成対象となりますか。	対象となりません。 クーポン券を利用した額を差し引いた金額が、補助対象となります。
11	ウィッグ等と乳房補整具等を申請する場合は、同時に申請しなければなりませんか。	別の申請とすることが可能です。
12	提出した書類は、返却していただけますか。	ご提出いただいた書類は、返却できません。
13	購入したウィッグ等と乳房補整具等の写真は必要ですか。	写真は不要です。